

高知工業高等専門学校研究設備・機器共用規則

制 定 令和6年2月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、技術職員の人材育成にも貢献する。

(体制)

第3条 研究設備・機器の共用を推進するため、地域連携センターが統括する。

(業務)

第4条 地域連携センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究設備・機器の整備・運用計画の策定に関すること
- (2) 研究設備・機器の利用者の交流と共同研究等の促進に関すること
- (3) 研究設備・機器の学内外に対する共用化促進及び管理・運営体制に関すること
- (4) その他、地域連携センターの目的を達成するために必要な事項

(共用の対象とする研究設備・機器)

第5条 共用の対象とする研究設備・機器は、別表に定めるものとする。

- 2 本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

第6条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他校長が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第7条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して30日前までに、所定の申請書を高知工業高等専門学校長(以下「校長」という。)に提出し、許可を得なければならない。

- 2 校長は、地域連携センター運営委員会の議を経て前項の申請を許可したときは、所定の許可証により申請者に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 校長の指示に従うこと

- (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
- (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
- (4) その他校長が必要と認めること

4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。

- (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
- (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

第8条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第9条 第7条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第10条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- (1) 第7条第3項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第9条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(使用料等)

第11条 使用料については、別表に定める金額とする。

- 2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用等（以下「必要経費」という。）は、別に徴収するものとする。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を本校が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第12条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第14条 地域連携センターは、研究設備・機器の運用実績を当該年度末に、校長へ報告する。

(事務)

第15条 研究設備・機器の共用に係る事務は、総務課企画係において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

別表（第5条及び第11条関係）

共用の対象とする研究設備・機器及び使用料

番号	装置名	使用料／時間 (消費税抜)	備考
1	インストロン型万能試験機 (100kN)	5,100 円	
2	400MHz 核磁気共鳴吸収装置 (NMR)	19,740 円	1 サンプルあたり
3	遺伝子解析装置	2,000 円	4 サンプルあたり
4	熱分析システム	2,500 円	

別紙様式 1 (第 7 条第 1 項関係)

高知工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校長 殿

高知工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。
使用にあたっては、高知工業高等専門学校研究設備・機器共用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地		
	機関等名称		
	使用責任者		印
	連絡先		
	その他使用者 氏 名		
使用機器名		使用目的	使用時間
			年 月 日～ 年 月 日 分 時 分 ～ 時 分
			年 月 日～ 年 月 日 分 時 分 ～ 時 分

注) 太線枠内を記入してください。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含まれます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば併せて添付してください。

次の事項について、ご確認の上、**同意いただける場合は、口にしをご記入願います。**

<input type="checkbox"/> 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。
<input type="checkbox"/> 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。
<input type="checkbox"/> 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。 ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合 ・校長の指示に従わなかった場合 ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

※同意いただけない場合、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

申請書の受付窓口：総務課企画係 (Tel : 088-864-5602)

研究設備・機器使用許可証

年 月 日

様

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校長 印

年 月 日付けで申請のありました研究設備・機器の使用について許可します。

【請求額】 研究設備・機器使用単価 (@) × () 時間 = (円) 附帯消耗品 (@) × () = (円) 消費税 (円) 使用料 計 (円)
--

【振込期限】 年 月 日

【振込先口座】 ○○銀行 ○○支店 普通 口座番号 : ○○○○ 口座名義 : ○○○○
--

ご使用に当たって

1. 使用料は、所定の期日までに、本校が指定する所定の口座に振込んでください。
指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消しする場合があります。
2. 研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
3. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器担当者の確認を取ってください。
持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
4. 事故等の発生及び研究設備・機器を破壊等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。